

医薬化粧品産業労働組合連合会 組合員の皆様へ

# 薬粧連合年金共済

(拠出型企業年金保険)

## 加入・変更お申込みのご案内

### 制度の特長

- 1 在職中に掛金の払込みが完了します。
- 2 個人年金保険料控除の対象になります。(税制適格コース)
- 3 生活設計にあわせて自由に保障コースを選択できます。(自由選択コース)
- 4 ご自分の生活設計にあった年金コースを自由に選べます。



\*ご加入前にパンフレットに記載の「契約概要・注意喚起情報」を必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

この保険は、自助努力による老後生活資金の準備等を目的とした企業年金保険で、当パンフレットに記載の保険料額等からお申込みいただけます。保険料・保険料払込方法・保険料払込期間・給付内容(給付事由・給付金額など)がご意向に沿った内容となっているか、お申込み前にご確認をお願いします。

申込締切日：12月27日(金)

申込書提出先：医薬化粧品産業労働組合連合会 事務局

# 薬粧連合年金共済には、「**税制適格コース**」と「**自由選択コース**」の

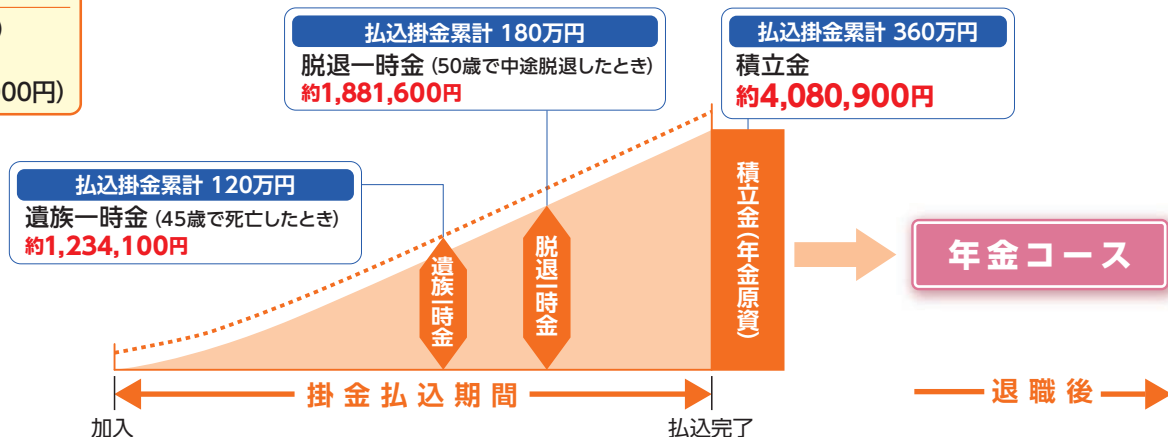
## 制度のしくみ

### 税制適格コース

#### ご加入例

加入年齢：35歳(男性)  
 払込完了年齢：65歳  
 月払掛金：10口(10,000円)

- 個人年金保険料控除を受けながら、将来に備える制度です。  
※個人年金保険料控除の対象となります。
- 給付コースは、年金コースとなります。(一時金でも受け取れます。)  
※年金コースは、10年・15年・20年確定年金、10年保証終身年金から選択できます。
- 一部解約はできません。

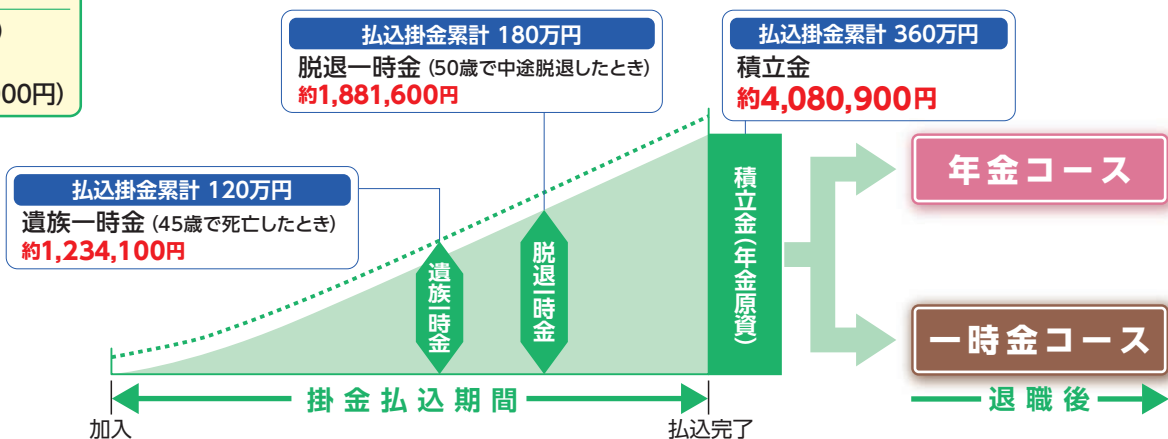


### 自由選択コース

#### ご加入例

加入年齢：35歳(男性)  
 払込完了年齢：65歳  
 月払掛金：10口(10,000円)

- 一般の生命保険料控除を受けながら、在職中の積立制度として利用できます。  
※生命保険料控除の対象となります。
- ライフプランにあわせて給付コースの選択が可能です。  
※年金コースは、5年・10年・15年・20年確定年金、10年保証終身年金から選択できます。
- 一部解約ができます。



## 掛金の払込方法 (税制適格コース・自由選択コース共通)

月払	5,000円(5口)～200,000円(200口)	1口単位
半年払	10,000円(10口)～1,000,000円(1,000口)	10口単位
一時払 (別途振込)	100,000円(100口)～ 50,000,000円(50,000口)	100口単位

★半年払、一時払(別途振込み必要)のみの加入はできません。

## 掛金払込期間中の給付内容

脱退一時金	掛金払込期間中に脱退した場合、 <u>積立金</u> が加入者本人に給付されます。
遺族一時金	掛金払込期間中に死亡の場合、 <u>脱退一時金に月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分を加算した額</u> が遺族(※)に給付されます。

※遺族とは、加入者の配偶者となります。  
 ただし、配偶者がいない場合には、民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

## 給付額試算表

### 月払10口 10,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金累計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額	
			10年確定年金	
1年	120,000円	約117,400円	約(1,000)円	
2年	240,000	235,900	(2,000)	
3年	360,000	355,400	(3,100)	
4年	480,000	476,100	(4,100)	
5年	600,000	597,800	(5,200)	
6年	720,000	720,700	(6,300)	
10年	1,200,000	1,224,100	10,700	
15年	1,800,000	1,881,600	16,500	
20年	2,400,000	2,575,300	22,500	
25年	3,000,000	3,307,600	29,000	
30年	3,600,000	4,080,900	35,700	

● 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

死亡保障ならびに制度維持のための経費がかかるため、加入(増口)後の経過変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。①月払は2,750円、半年払は5,380円、一時払は100,000円を常に維持して計算しております。なお、予定利率等については、将来変更される場合があります。

積立金(脱退一時金)は、加入(増口)後一定期間において、払込掛金の合計です。現時点では確定していません。決算実績によっては、お支払いできず掛金には制度運営費(月払掛金の0.7%、半年払掛金の0.2%)が含まれてい

# 2種類があります。両方併せて加入することもできます。

## 1 年金コース

選択時には所定の条件があります。

### ● 5・10・15・20年確定年金

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族(注1)に所定の期間年金が支払われます。

☆税制適格コースに加入の場合、5年確定年金を選択できません。

### ● 10年保証終身年金

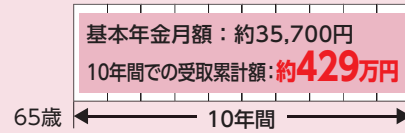
加入者が生存しているかぎり、終身にわたって年金が支払われます。

☆10年の保証期間中に加入者が死亡された場合には、残存保証期間中、遺族(注1)に年金が支払われます。

注1 遺族とは民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

左記加入例の積立金全額を年金で受け取った場合

#### 10年確定年金の例



#### 10年保証終身年金の例(男性)



## 2 一時金コース

年金コースを選択しない場合、積立金を脱退一時金としてお支払いすることになります。

### ● 払込完了時、積立金を一時金でお支払いします。

左記加入例の積立金額を一時金で受け取った場合

積立金額：約4,080,900円  
(払込掛金累計：3,600,000円)

### ● 配当金が生じた場合にはつぎのとおり取扱います。

年金支払開始前…積立金の積増のための保険料に充当します。

年金支払開始後…年金の増額のための保険料に充当します。

### ● 年度途中で脱退(死亡含む)された場合には、その年の配当金はありません。

### ■ 半年払50口 50,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金累計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額
			10年確定年金
1年	100,000円	約98,300円	約(800)円
2年	200,000	197,500	(1,700)
3年	300,000	297,500	(2,600)
4年	400,000	398,500	(3,400)
5年	500,000	500,500	(4,300)
6年	600,000	603,400	(5,200)
10年	1,000,000	1,024,700	(8,900)
15年	1,500,000	1,575,200	13,800
20年	2,000,000	2,155,900	18,900
25年	2,500,000	2,769,100	24,200
30年	3,000,000	3,416,600	29,900

### ■ 一時払1,000口 1,000,000円加入の場合

1口=1,000円

加入期間	払込掛金累計	積立金 (脱退一時金)	基本年金月額
			10年確定年金
1年	1,000,000円	約992,000円	約(8,600)円
2年	—	1,000,000	(8,700)
3年	—	1,009,000	(8,800)
4年	—	1,018,000	(8,900)
5年	—	1,027,000	(9,000)
6年	—	1,036,000	(9,000)
10年	—	1,076,000	(9,400)
15年	—	1,130,000	(9,900)
20年	—	1,187,000	10,400
25年	—	1,247,000	10,900
30年	—	1,312,000	11,500

期間が短いときには積立金が掛金累計を下回る場合があります。給付額試算表・しくみ図の金額は、つぎの条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は

ん。①あること。②加入者全員の掛金が払込月の1日に入金されたものであること。③給付額試算表・しくみ図の給付額は予定利率等(2019年10月1日現在)に基づきます。④自由選択コースの場合、基本年金月額が1万円未満の場合は一時金でお支払いします。(給付額試算表の括弧内の数値については一時金での取扱となります)

下回る場合があります。記載の給付額試算表・しくみ図には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しませんが、

# ご加入に際して

	税制適格コース	自由選択コース	
制度加入・変更日	2020年3月1日		
加入資格	医薬化粧品産業労働組合連合会の組合員で加入日現在、健康で正常に勤務されている以下の年齢の方。		
	2020年3月1日現在満18歳以上 2020年4月1日現在満55歳以下の方	2020年3月1日現在満18歳以上 2020年4月1日現在満64歳以下の方	
掛金	<p>各コースごとに1口1,000円としてつぎの範囲で取扱います。</p> <p>月払5口(5,000円)～200口(200,000円) 1口単位            半年払10口(10,000円)～1,000口(1,000,000円) 10口単位            一時払100口(100,000円)～50,000口(50,000,000円) 100口単位</p> <p>1. 掛金は加入者負担とし、各コースとも半年払・一時払のみの加入はできません。            2. 一時払については加入時より通算5,000万円を限度とし、かつ年金受給権取得時に確定年金を選択する場合は、退職時における積立金を限度とします。また、年金受給権を繰延べる場合は、繰延後の一時払の取扱いできません。</p> <p>掛金には制度運営費(月払:掛金の0.7%、半年払:掛金の0.2%)が含まれています。            (保険料とは掛金から制度運営費を除いた分をいいます。)</p>		
新規加入・増口	年1回(3月1日)新規加入および加入口数の増口を取扱います。		
掛金の減額 (掛金の一部中止)	下記別表の①～⑦の事由に該当する場合は、掛金の払込を一部中止することができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低5口(5,000円)を継続して払い込んでいただきます。</li> <li>・払込中止口数分の積立金は中止時には払出しせず、積み立てておきます。</li> </ul>		
積立金の払出し (掛金の減口)	下記別表の①～⑥の事由に該当する場合は、掛金を減口することができます。なお、減口された口数部分の掛金は減額され、積立金が支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全部減口とは、税制適格・自由選択両コースに加入している方がどちらか一方のコースの払込を止め、積立金をすべて払い出すことをいいます。税制適格・自由選択両コースともに全部減口する場合は、制度からの脱退となります。</li> <li>・一部減口とは、全部減口以外の場合をいいます。</li> </ul>		
	全部払出し (全部減口)	お取扱いします。 (注)税制適格コースのみ加入の場合は脱退となります。	お取扱いします。 (注)自由選択コースのみ加入の場合は脱退となります。
	一部払出し (一部減口)	お取扱いできません。	お取扱いします。 ただし、最低5口(5,000円)は継続して払い込んでいただきます。
掛金払込 期間中の死亡	加入者が掛金払込期間中に死亡した場合、脱退一時金に月払掛金と半年払掛金のそれぞれ1回分を加算した額を遺族に「遺族一時金」としてお支払いします。 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px;">             遺族とは加入者の配偶者とします。ただし、配偶者がいない場合には、民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。           </div>		
コース間の移行	税制適格コース・自由選択コースの掛金、積立金はそれぞれ区分して管理され、コース間の移行はお取扱いできません。		
掛金払込 完了期日	年齢満65歳に達した直後の3月31日		
制度の運営	本制度は、引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。		

## <別表>

- ①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む)  
 ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済 ⑦その他、掛金の拠出に支障がある場合

# 給付の取扱い

## ■年金コース

	税制適格コース	自由選択コース
◆選択種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●10年確定年金</li> <li>●15年確定年金</li> <li>●20年確定年金</li> <li>●10年保証終身年金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●5年確定年金</li> <li>●10年確定年金</li> <li>●15年確定年金</li> <li>●20年確定年金</li> <li>●10年保証終身年金</li> </ul>
◆選択時の条件	<p>加入期間が10年以上でかつ以下に当てはまる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金払込完了期日(65歳)に達したとき、または満60歳以上でこの制度から脱退した場合、上記4種類の中から1つ選択することができます。</li> <li>●満55歳以上満60歳未満で脱退し、満60歳未満で受取を開始する場合は、「10年保証終身年金」の選択となります。 満55歳以上満60歳未満で脱退し、確定年金を選択する場合は、年単位で最長10年間繰延べることにより、満60歳以上まで受取を延期しなければなりません。</li> </ul>	<p>加入期間が1年以上でかつ以下に当てはまる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●掛金払込完了期日(65歳)に達したとき、または満55歳以上でこの制度から脱退した場合、上記5種類の中から1つ選択することができます。</li> </ul>
◆年金受取人	年金(給付金)の受取人は加入者です。 年金受給中に加入者が死亡した場合は、遺族-*が受取人となります。	
◆最低年金月額	制限はありません (月額1万円未満の少額年金もお支払いできます。)	基本年金月額1万円以上 (月額1万円に満たない場合は、一時金でのお支払いとなります。)
◆年金支払方法	年4回(4月、7月、10月および1月の各20日)3ヵ月分ずつ加入者本人にまとめてお支払いします。	
◆受給権取得後の取扱い	年金受給開始後の年金種類の変更はできません。 年金受給権取得時または年金受給開始後、年金受取人(遺族-*を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間の未支払年金現価を一時金としてお支払いします。「10年保証終身年金」については、保証期間経過後加入者ご自身が生存されているとき、年金のお支払いを再開します。ただし、年金の支払再開後の一時金のお取扱いはできません。	
◆繰延	お申出により1年単位で最長10年間、年金受給権の取得を繰延べ、年金の支払開始を延期することができます。ただし、税制適格コース・自由選択コースの両方に加入している方が繰延を申し出た場合、年金の支払開始は両コースともに延期されます。(いずれか一方のコースのみ繰延べることとはできません。)なお、繰延期間中、掛金の払込はできません。	
		繰延をしないと仮定した場合の基本年金月額が1万円未満のときはお取扱いきれません。

\* 加入者が死亡の時の遺族とは、民法第5編第2章に定める相続人(法定相続人)の規定を準用します。

## ■個人情報に関するお知らせ

当保険の運営にあたっては、医薬化粧品産業労働組合連合会(以下、連合会)は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)(以下、個人情報)を取扱い、連合会が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

連合会は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用(注)いたします。

- ①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

また、連合会上記目的の範囲内で提供します。なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き連合会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

この「拠出型企業年金保険(契約概要)」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込の際には、必ず具体的なお契約内容が表示されているこのパンフレットをご確認ください。なお、保険契約の詳細な内容を示す「約款」はご契約者(団体)に配付されています。

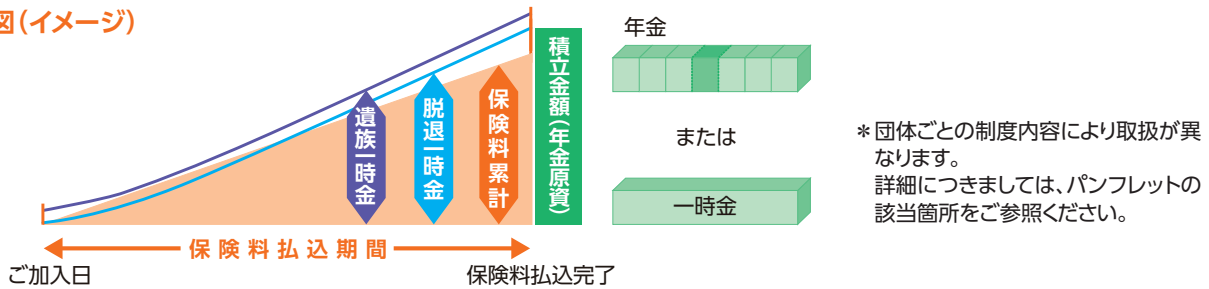
## 1. 商品名称

拠出型企業年金保険

## 2. 商品の特徴

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による財産形成や老後保障資金を準備するために、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に保険料を払込み、保険料払込完了後は、保険料払込完了時点の積立金を原資とした年金を受け取ることができます。(年金に代えて一時金として受け取ることもできます。)また、拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中に死亡した場合には、死亡時の積立金に遺族年金特約保険金が加算され、遺族一時金が支払われます。

### しくみ図(イメージ)



## 3. 加入年齢、保険料、保険期間等

- 加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日、年金受取期間等につきましては、パンフレットにてご確認ください。
- 退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

## 4. 積立金について

- お払いいただいた保険料は、事務手数料や遺族年金特約保険料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。予定利率については将来変更される場合があります。
- 将来の受取予想額につきましては、パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。(将来の受取額をお約束するものではありませんのでご注意ください。)
- 加入期間によっては積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

## 5. 年金額について

年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りになる年金額は年金支払開始時点の予定利率等に基づいて計算され算出されるものです。

## 6. 年金や一時金が支払われる場合

年金や一時金が主に支払われる場合はつぎのとおりです。詳しくはパンフレットの該当箇所をご参照ください。

- 基本年金、中途脱退年金  
保険料払込完了期日を迎えたときに、積立金を原資として年金をお支払いいたします。保険料払込完了期日前に脱退される場合は、中途脱退年金をお支払いいたします。  
※一時金を希望される場合は、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いいたします。また、積立金(年金原資)から計算した年金額が月額1万円未満となる場合にも一時金でお支払いいたします。(税制適格コースの場合を除く)
- 遺族一時金  
加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算して、一時金にて遺族の方にお支払いいたします。

## 7. 年金や一時金等のお支払制限について

つぎのような場合、年金や一時金等のお支払に制限があります。

- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

## 8. 配当金について

- 毎年の配当金はお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
- 保険料払込期間中の配当金は積立金の積増のために充当し、年金受給権取得後は年金の増額のために充当します。
- 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。

## 9. 引受保険会社

この保険契約は、太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険契約です。

この「拠出型企業年金保険(注意喚起情報)」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項、その他詳細につきましてはこのパンフレット等の該当箇所を必ずご確認ください。

## 【ご意向に沿ったお申込内容をご確認ください】

ご加入時に配付された「契約概要」「当注意喚起情報」「パンフレット」をご覧ください、つぎの①から④がご意向に沿った内容となっているかをご確認のうえ、お申込みください。

①保険料 ②保険料払込方法 ③保険料払込期間 ④給付内容(元本を保証する商品でないこと、給付事由・給付金額など)

### 1. ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がございません。ご加入に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

### 2. ご加入の責任開始期

- ご提出された加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。
- 複数の払方(月払・一時払等)を併用される場合は、払方ごとに(追加)加入日が異なる場合がありますので、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

### 3. 年金や一時金等をお支払いできない場合

つぎのような場合、年金・一時金等のお支払いに制限があります。

- 遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- 保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取消しとなることとなり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- 受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなったとき(未遂を含みます。)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなど重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- 保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険への加入・増口(保険料の増額)の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合は、遺族年金特約保険金の加算がないことがあります。
- 保険契約者が保険契約締結の際または加入者がこの保険に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。

### 4. ご契約の継続について

この保険においては、制度全体のご加入者数が10名未満となった場合、加入継続ができなくなる場合があります。

### 5. 脱退・払い出し時の一時金額について

この保険の保険料は、お払い込みいただいた保険料をそのまま積み立てるのではなく、一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、加入期間によっては、積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額がお払い込みいただいた保険料の合計額を下回る場合があります。

### 6. 予定利率等の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、この契約の際予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで予定利率等を変更することがあります。

### 7. 信用リスクについて

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金、年金等が削減されることがあります。

### 8. 生命保険契約者保護機構について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金、年金等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

### 9. 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

- お客様からのご請求に応じて、年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレット等に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

### 10. 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 11. この保険に関するご照会先について

- 契約に関する諸手続、当書面に関するご照会  
契約者連絡先:医薬化粧品産業労働組合連合会 事務局  
03-3527-2106  
受付時間 9時~17時30分(土・日・祝日、年末年始を除く)
- その他のご照会  
引受保険会社:太陽生命保険株式会社 企業年金課  
03-3272-6230 / 0120-981-502(通話無料)\*IP電話の一部は利用不可  
受付時間 9時~17時(土・日・祝日、年末年始を除く)

# 申込書記入例

**拠出型企業年金保険加入申込書**

太阳光保険株式会社 御中

申請日を必ず記入してください。

締切日 1年12月27日  
 申込日 1年12月2日

職員番号(加入者番号と同一)・生年月日・氏名等を記入してください。  
 職員番号は右詰で記入してください。

私はこのうえを受領なお、私は現在健康で就業しております。

既婚番号 BP 団体名称 イヤクケショウヒンサンギョウロウドクミアイレングウカイ 所属名称

現在のご加入内容

加入区分の数字に忘れずに○を記入してください。

★最低加入口数単位にご注意ください。(月払5口以上、1,000円単位)

サイン不可

訂正する場合、必ず二重線を引き、申込印と同一印で訂正してください。

半年払はこちらに記入してください。

★増口後の口数・掛金を記入してください。  
 例:月払5口(5,000)⇒10口(10,000円)に増口する場合

税制適格コース	払方	口数(口)	掛金(円)
税制適格コース	月払	****	****
	賞与払	****	****
	一時払	****	****
	半年払	5	5,000
自由選択コース	月払	****	****
	賞与払	****	****
	一時払	****	****
	増口	10	10,000

＜ご記入要領＞

- ご加入されるコースを必ずご確認ください。
- 加入区分は払方ごとに○印をつけてください。  
 「1. 新規」⇒コースごとに初めてご加入される時および「月払」に既に加入の方が新たに「賞与払」にご加入される時。  
 「2. 増口」⇒現在ご加入の口数・掛金を増額される時。  
 ※申込内容には増口後の口数・掛金をご記入ください。
- 「一時払」については今回払込を希望される口数・掛金をご記入ください。
- 1口当たりの掛金の額および各払方ごとの口数の設定単位は契約ごとに決められております。詳しくはパンフレットなど加入動機資料をご確認ください。

## 申込書記入時注意事項

- ★印字内容(職員番号、性別、生年月日、氏名等)に誤りがある場合は、二重線で取り消し、申込印と同一印で訂正してください。
  - ★税制適格・自由選択の両方のコースに加入する場合も1枚の申込書で手続きできます。
- 現在の加入内容と  
 同じ内容で継続する場合…………… 申込書の提出の必要はありません。
  - 新規で加入する場合…………… 上記記入例にしが、記入・押印のうえ、提出してください。
  - 掛金の変更(加入口数の変更)  
 ①掛金の増額…………… 上記記入例にしが、変更後の口数・掛金を記入・押印のうえ提出してください。  
 ②掛金の減額…………… この申込書では手続きができません。所定の申込書の提出が必要になりますので、薬粧連合事務局まで申し出てください。
  - 積立金の払出し  
 ①一部払出し…………… この申込書では手続きができません。所定の申込書の提出が必要になりますので、薬粧連合事務局まで申し出てください。  
 ②全部払出し…………… この申込書では手続きができません。所定の申込書の提出が必要になりますので、薬粧連合事務局まで申し出てください。(ご加入のコースから脱退となります。)

## 税務上の取扱い

(2019年9月現在の税制) ※両コースとも、掛金から制度運営費を除いた額(保険料)が対象となります。

保険料	税制適格コースは個人年金保険料控除の対象となります。 自由選択コースは一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)
脱退一時金	一時所得となります。 課税対象額 = (脱退一時金 - 払込保険料累計額 - 50万円) × $\frac{1}{2}$ (所得税法第34条、同施行令第183条)
遺族一時金	相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は「500万円×法定相続人数」までが非課税となります。 (相続税法第3条、第12条)
年金	雑所得となります。 課税対象額 = 基本年金年額 + 増加年金年額 - (基本年金年額 × $\frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金受取総額または見込額}}$ ) (所得税法第35条、同施行令第183条)